

平成 2 9 年度  
海 事 局 関 係  
税 制 改 正 要 望 結 果 概 要

平成 2 9 年 1 月  
国 土 交 通 省 海 事 局

# 平成29年度海事関係税制改正要望 結果概要

海事関係5税制については、拡充を含めいずれも要望どおり認められた。

## (1) トン数標準税制の拡充・延長 (特例措置利用者: 外航船社)

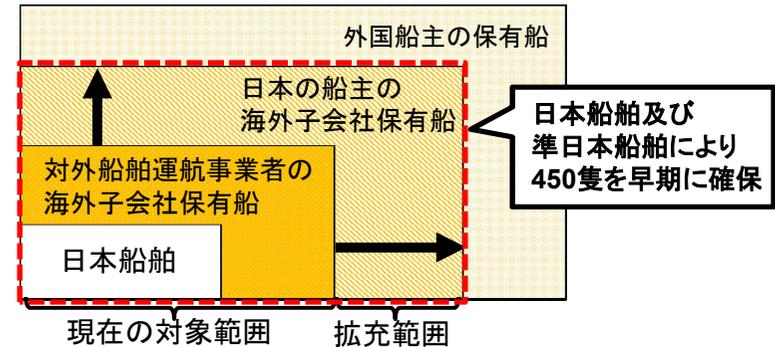
**○適用期限を5年延長**  
(海上運送法を改正し必要な措置を講じる)

### ○準日本船舶の対象範囲の拡充

日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶にまで対象を拡充

### ○日本船舶の確保の目標の柔軟化

現下のような世界的海運不況を経ても、長期的観点から日本船舶の増加を図ることができる柔軟な仕組みを導入



## (2) 船舶の特別償却の拡充・延長

(特例措置利用者: 国内船主、内航海運事業者、旅客船事業者 等)

### ○適用期限を2年延長

- (外航) 環境低負荷船 (日本籍船) : 18/100  
環境低負荷船 (外国籍船) : 16/100
- (内航) 高度環境低負荷船 : 18/100  
環境低負荷船 : 16/100

### ○一部拡充

(内航) 環境低負荷船のうち、航海支援システムを搭載する場合は、償却率を18/100に引上げ

## (3) 船舶の買換特例(圧縮記帳)制度の延長

(特例措置利用者: 国内船主、内航海運事業者、旅客船事業者 等)

### ○適用期限を3年延長

船舶から船舶への買換及び交換  
船舶の譲渡差益の80/100を圧縮記帳

## (4) 中小企業投資促進税制の延長

(特例措置利用者: 内航海運事業者)

### ○適用期限を2年延長

- (内航貨物船)  
特別償却 22.5% 又は 税額控除 7%
- ※特別償却は、取得額の75%×特別償却30%  
税額控除は、資本金3千万円以下の企業に限定

## (5) 地球温暖化対策税の還付措置の延長

(特例措置利用者: 内航海運事業者、旅客船事業者)

### ○適用期限を3年延長

- (内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油)  
石油石炭税に上乗せされている「地球温暖化対策のための税」の還付
- ※原油・石油製品 (1klあたり)  
石油石炭税 2,040円に760円を上乗せ

# (1) 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置 (トン数標準税制)の拡充・延長(法人税・法人住民税・法人事業税)

我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化を踏まえ、我が国経済・産業の活動を支える日本商船隊による安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立を図る。このため、準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶にまで対象を拡充するとともに、現下のような世界的海運不況を経ても、長期的観点から日本船舶の増加を図ることができる柔軟な仕組みを導入した上で、適用期間を5年間延長する。

## 施策の背景

- 四面を海に囲まれた我が国では、**貿易量の99.6%を海上輸送**に、そのうち**64.0%を日本商船隊**に、それぞれ依存。
  - このような中、我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化により、**日本商船隊による安定的な国際海上輸送の確保**の重要性が一層顕在化。
- **トン数標準税制による日本船舶を中核とした安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立が不可欠。**

【海洋基本計画(平成25年4月閣議決定)(抜粋)】  
「日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外航海運事業者に対し、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて450隻体制の早期確立を図る。」

## 要望の結果

### 特例措置の内容

#### 【法人税・法人住民税・法人事業税】

対外船舶運航事業者(※)が、「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、次の船舶に係る利益について、みなし利益課税の選択が可能。

- ① 日本船舶
- ② 準日本船舶(対外船舶運航事業者が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶)

(※)本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業を営む者

### 結果

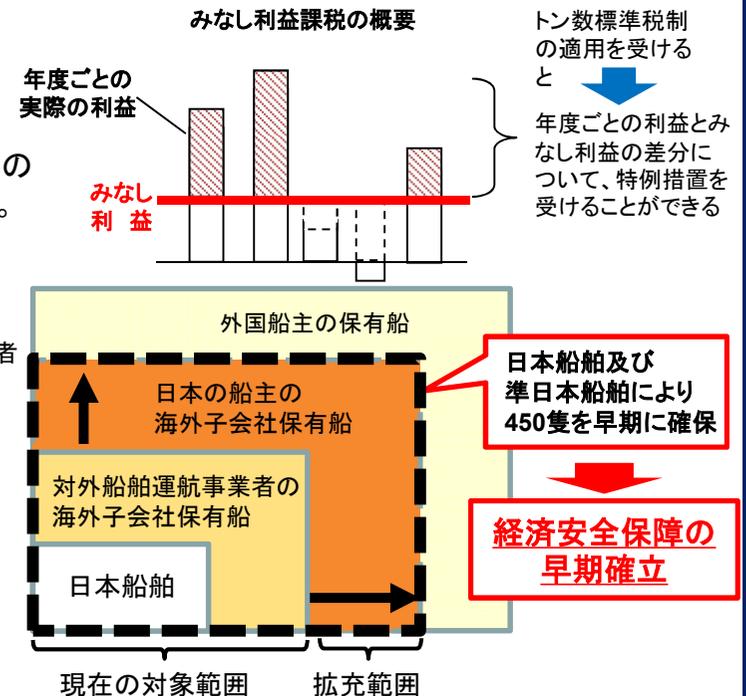
**5年間延長(平成30年度以降の適用)**

#### ① 準日本船舶の対象範囲の拡充

日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶にまで対象を拡充。(海上運送法を改正し必要な措置を講じる)

#### ② 日本船舶の確保の目標の柔軟化

現下のような世界的海運不況を経ても、長期的観点から日本船舶の増加を図ることができる柔軟な仕組みを導入。



## (2)船舶に係る特別償却制度の拡充・延長(所得税・法人税)

## (3)海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長(所得税・法人税)

### 船舶の特別償却制度

環境負荷低減船舶の建造促進を図るため、船舶に係る特別償却制度を拡充及び2年間延長する。

### 船舶の買換特例

環境負荷低減を図りつつ代替を促進し、計画的かつ安定的な船隊の維持・整備を図るため、船舶から船舶への買換等の場合の課税の特例措置を3年間延長する。

### 船舶の特別償却制度

#### 施策の背景

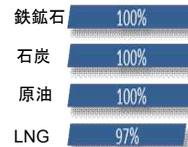
○海運は、我が国貿易の99.6%、国内物流の44%を支える経済活動と国民生活にはなくてはならない輸送インフラ。

○環境に優しい先進的な船舶の建造を推進して、我が国海外航海運の国際競争力を維持・強化し、安定的な国際海上輸送を確保する必要。

○内航海運では、「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)に基づき2030年度までにさらに15%のCO<sub>2</sub>削減が義務付け。この目標の達成のため、**省エネ性能の高い船舶の建造を促進**する必要。

#### 重要資源の対外依存度

資源に乏しい我が国は、1次エネルギーのほとんどを海上輸送に依存している



#### 国内の輸送機関別シェア



#### 内航海運におけるCO<sub>2</sub>排出削減目標

○国際的枠組である「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)」



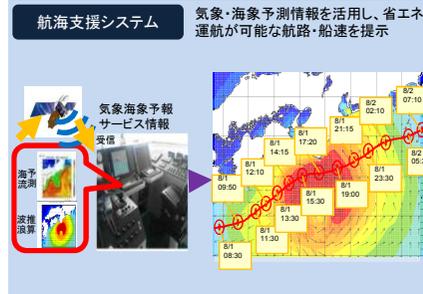
#### 要望の結果

##### 特例措置の内容 【所得税・法人税】環境低負荷船について、特別償却

(外航)日本籍船:18% 外国籍船:16%  
(内航)高度環境低負荷船:18% 環境低負荷船:16%

##### 結果

現行の措置を、「航海支援システム」を搭載した内航環境低負荷船について18%の特別償却率を適用させる制度拡充を行うとともに、要件を一部見直した上で、**2年間(平成29年4月1日～平成31年3月31日まで)延長**する。



### 船舶の買換特例

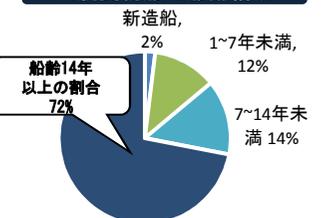
#### 施策の背景

○内航船舶の7割以上が法定耐用年数を超える老朽船であり、また、大半が中小企業である経営基盤の脆弱な海運事業者の経営体力強化を図るため、効率性が高く、**船齢の若い船舶への代替を進める**必要。

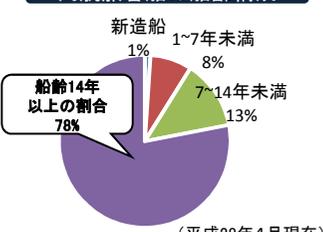
○環境負荷低減を図りつつ**代替を促進**し、計画的かつ安定的に我が国海外航海運の船隊の維持・整備を図り、安定的な国際海上輸送を確保する必要。

○我が国の船舶の9割は国内造船所で発注され、経済波及効果は1兆円であり、地域の経済発展・雇用の確保のため安定的な船舶投資の確保が必要。

#### 内航貨物船の船齢構成



#### 内航旅客船の船齢構成



#### 要望の結果

##### 特例措置の内容 【所得税・法人税】

船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80%の課税繰延べ

##### 結果

現行の措置を、**要件の一部を見直した上で、3年間(平成29年4月1日～平成32年3月31日まで)延長**する。

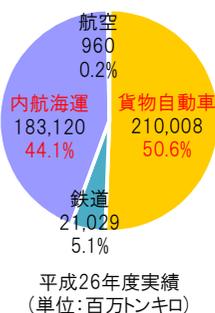
## (4) 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度 (中小企業投資促進税制)の延長等 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

我が国の国民生活、経済活動を支える国土交通関係の中小企業の生産性向上等を図るため、中小企業者がトラック(車両総重量3.5t以上)、内航貨物船、機械装置等を取得した場合に特別償却(30%)又は税額控除(7%)の適用期限を2年間延長する。

### 施策の背景

- トラック運送事業者や内航海運事業者といった国土交通関連事業者は、国内貨物輸送の大半を担うなど、**我が国の国民生活及び経済活動に重要な役割**を果たしている。
- 一方で、その大半を投資余力の小さい中小事業者が占めており、その経営基盤の強化や生産性向上を図るため、**設備投資の促進を図ることが重要**。

【国内貨物輸送量】



【事業者数及び従業員数】

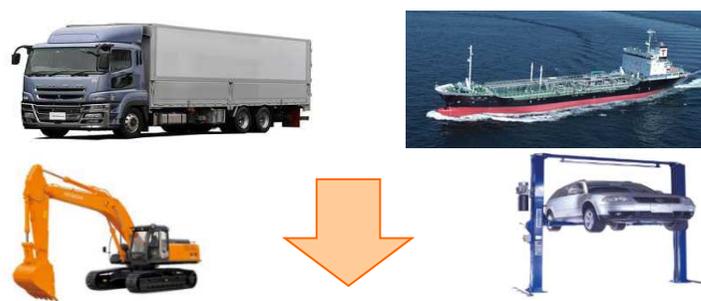
	貨物自動車	内航海運
事業者数	62,637	3,040
従業員数	185万人	8.8万人

【トラック・内航海運の経営状況】

	トラック 運送業平均	内航海運業 平均 (オーナー)	全産業 平均
営業利益率 (営業利益/売上高)	-2.3%	1.1%	3.5%

### 政策の目標

経営基盤が脆弱な中小のトラック事業者、内航海運事業者等の設備投資を促進



- ・ 国民生活及び経済活動を支えるサービスの安定的な供給の確保や、そのコスト削減及び生産性向上に寄与
- ・ 幅広い関連業界への経済波及効果を通じて、中小企業の景気回復及び日本経済の活性化に寄与

### 要望の結果

#### 特例措置の内容

【所得税・法人税】取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除  
(対象設備:トラック、**内航貨物船**、機械装置等)

#### 結果

- 上記の措置を**2年間(平成29年4月1日～平成31年3月31日)延長**
- 従来の上乗せ措置については、対象設備を拡充の上、新たに創設される中小企業経営強化税制で措置  
※従来、中小企業投資促進税制でも対象となっていた「器具・備品」についても、新に創設される中小企業経営強化税制で措置

## (5)より環境負荷の小さい輸送手段への転換及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業に係る特例措置の延長(地球温暖化対策のための税)

一定の運送の用に供する石油製品に係る「地球温暖化対策のための税」の還付措置を3年間延長する。

### 施策の背景

- 平成24年10月より、エネルギー起源CO2排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税に、「地球温暖化対策のための税」を上乗せ
- 導入にあたっては、税率の段階的引上げを実施
- 輸送部門においては、環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用(モーダルシフト)を推進する観点及び公共交通機関として国民生活を支えている役割に鑑み、一定の運送の用に供する場合に限り、還付を実施

### 要望の結果

#### 特例措置の内容

【地球温暖化対策のための税】  
一定の運送の用に供する石油製品※について 還付措置  
税額を還付

※一定の運送の用に供する石油製品

- ・ 内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油
- ・ 鉄道事業に係る軽油
- ・ 国内定期航空運送事業に係る航空機燃料

#### 結果

現行の措置を3年間(平成29年4月1日～平成32年3月31日)延長する。

